

③ 実習助手専門試験問題の解答について（注意）

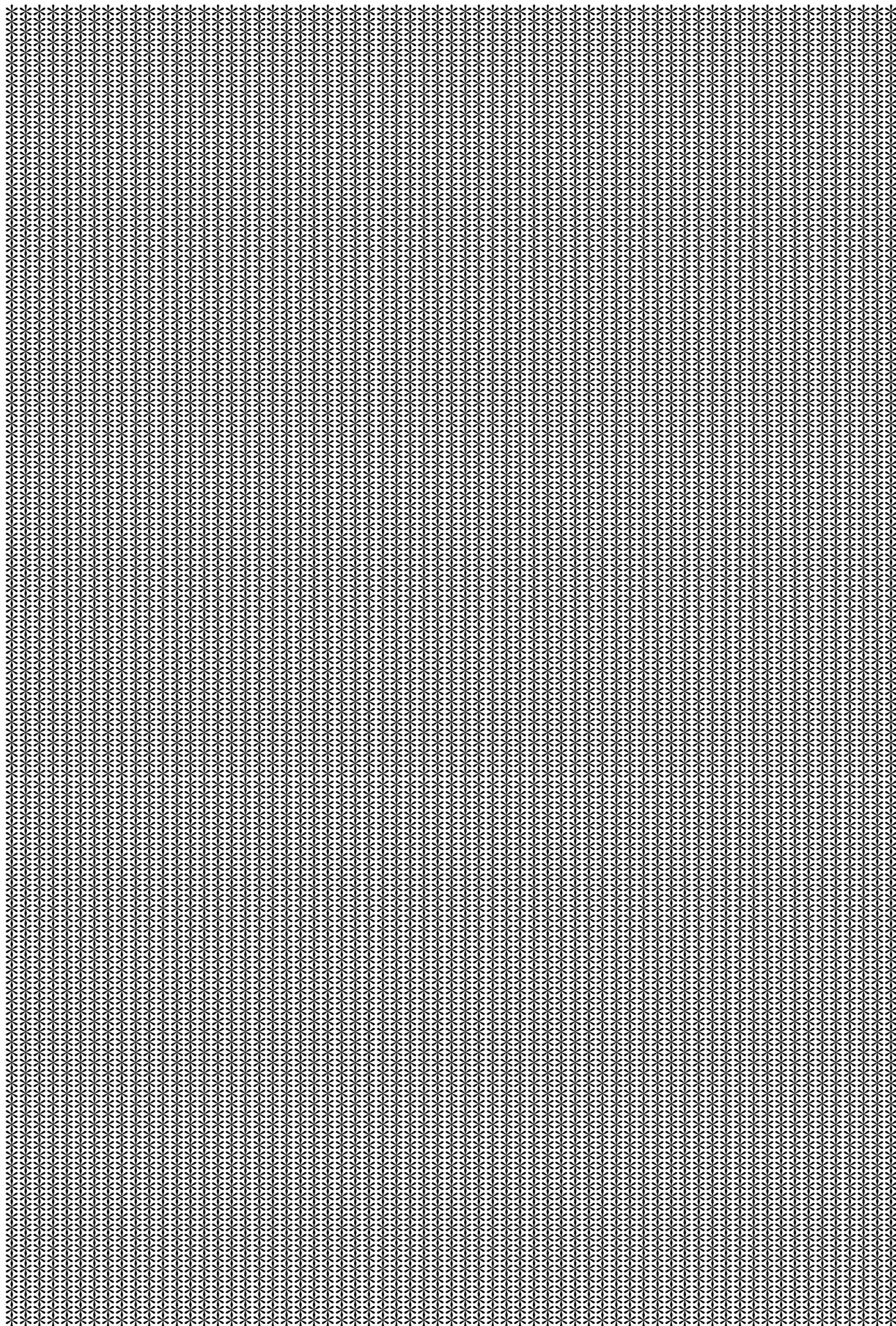
1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。（マークシート右上の記入方法を参照）消去は、プラスチックの消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「実習助手」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5桁の数（4桁の受験番号の先頭に0を加えた数字）を記入した後、その数字をマークすること。
7. 解答の記入 ア. 問題は全15問で、11ページまでである。解答番号は1から15までの通し番号になっており、例えば10番を のように表示してある。
イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りであるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
ウ. どの小問にも、選択肢には①、②、③…の番号がついている。
エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

<解答用マークシート>

フリガナ	コウベ	タロウ
名前	神戸太郎	
教科名	実習助手	

受験番号	小問番号	解答記入欄	小問番号
01234		1 - 25	
● ○ ○ ○ ○	1	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	26
○ ● ○ ○ ○	2	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	27
○ ○ ● ○ ○	3	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	28
○ ○ ○ ● ○	4	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	29
○ ○ ○ ○ ●	5	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	30
○ ○ ○ ○ ○	6	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	31
○ ○ ○ ○ ○	7	○ ① ○ ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ○	32

数字で記入...



【1】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）の自ら環境を整える指導内容について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる適切な語句の組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するためには、児童生徒が、困難を改善・克服するために必要となる知識・技能等を身に付けるとともに、活動しやすいように環境を整えることが重要である。このような観点は、これまでも必要とされてきたが、障害のある人々を取り巻く社会的状況の変化の中で、障害の状態を捉える上で（ 1 ）が重視されていることや、周囲のサポートを得ながら（ 2 ）生きるという考え方が広がっていることを踏まえ、前回の改訂において明示したものである。

（略）また、自分だけで活動しやすい環境がつかれない場合は、周囲の人に依頼をして環境を整えていくことを指導することが必要となる。この場合、単に依頼の仕方を教えるだけに終わってはならない。（ 3 ）は、自分自身で判断しなければならないので、調整のためには再依頼をしなければならないこともあることなどを体験的に学習できるようにすることが必要である。

- ① （1）自己選択 （2）自分らしく （3）適切な依頼
- ② （1）環境要因 （2）支え合い （3）求める環境
- ③ （1）環境要因 （2）自分らしく （3）求める環境
- ④ （1）自己選択 （2）支え合い （3）適切な依頼

1

【2】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）の主体的に取り組む指導内容について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる適切な語句の組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

児童生徒が興味・関心をもって取り組めるような指導内容にすること。児童生徒が自ら進んで意欲的に取り組もうとする自発性を促すために、例えば、指導の段階を（ 1 ）する、興味を引くような教材・教具を準備する、（ 2 ）を適宜行うなどの動機付けが行われることが多いが、こうした外的な動機付けから始めて、次第に主体性や意欲を高めるようにすることが重要である。

児童生徒が、目標を自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実感できる指導内容にすること。児童生徒が成就感を味わうためには、自分の課題達成の度合いを理解できるようにする必要がある。そのためには、いわゆる（ 3 ）ができるように課題を細分化し、達成度を分かりやすくすることが大切である。また、わずかな進歩であっても、褒めたり励ましたりすることを忘れてはならない。

- | | | | |
|---|--------|-----------|----------|
| ① | （1）簡略化 | （2）称賛や激励 | （3）自己肯定感 |
| ② | （1）細分化 | （2）評価や声かけ | （3）自己評価 |
| ③ | （1）簡略化 | （2）評価や声かけ | （3）自己肯定感 |
| ④ | （1）細分化 | （2）称賛や激励 | （3）自己評価 |

2

【3】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）の健康の保持について述べたものである。適切でないものを①～③から選び、番号で答えよ。

- ① 進行性疾患のある幼児児童生徒の場合、健康管理を徹底し、日々の体調やストレスの変化に留意しながら、過度の運動か、適度な運動かを見極めるための調整を行うことや、興味や関心の低下とならないように生活の自己管理に留意した指導を行う必要がある。
- ② 口蓋裂がいの既往歴がある幼児児童生徒の場合、滲出性しん中耳炎やむし歯などになりやすいことがあるため、日ごろから幼児児童生徒の聞こえの状態に留意したり、丁寧な歯磨きの習慣形成に努めたりするなどして、病気の予防や健康管理を自らできるようにすることが大切である。
- ③ てんかんの発作は、全身がけいれんするもの、短時間意識を失うもの、急に歩き回ったり同じ行動を意味もなく繰り返したりするものなど多様であるため、身体症状だけでは分かりにくいことがある。そのため、発作が疑われるような行動が見られた場合には、専門の医師に相談する必要がある。

【4】次の文は、「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書」（平成27年3月 厚生労働省）の中で述べられている日本のリハビリテーションにおける課題である。文中の（1）～（3）にあてはまる適切な語句の組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指すためには、（ 1 ）の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて、「（ 2 ）」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要だが、ほとんどの通所・訪問リハビリテーションでは、「（ 3 ）」に対する機能回復訓練が継続して提供されている実態がある。

- ① （1）生活機能 （2）心身機能 （3）身体機能
- ② （1）心身機能 （2）生活機能 （3）身体機能
- ③ （1）生活機能 （2）身体機能 （3）心身機能
- ④ （1）身体機能 （2）心身機能 （3）生活機能

【5】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編」（平成30年3月 文部科学省）のキャリア教育の充実について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる適切な語句の組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

中学部の段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの（ 1 ）で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行うことが必要である。ここでいう生き方や進路選択は、中学部卒業後の進学や就職について意思決定することがゴールではない。中学部卒業後も、様々なことを学んだり、（ 2 ）を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切である。なお、特別支援学校の中学部においては、自校の高等部に進学する生徒が多いことから、高等部で何を学ぶのか、しっかりとした目的意識をもって進路の選択ができるよう、（ 3 ）と密接な連携を図りながら指導を進めていく必要がある。

- | | | | |
|---|----------|-------------|---------|
| ① | （1）希望と意欲 | （2）ボランティア経験 | （3）関係機関 |
| ② | （1）意思と責任 | （2）ボランティア経験 | （3）保護者 |
| ③ | （1）意思と責任 | （2）職業経験 | （3）保護者 |
| ④ | （1）希望と意欲 | （2）職業経験 | （3）関係機関 |

【6】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）の専門の医師等との連携協力について述べたものである。下線部のうち、適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

①自立活動の個別の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図り、適切な指導ができるようにする必要があるので、本項はこの点について示したものである。

このことは、②専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学や教育学の専門家等外部の各分野の専門家との連携協力をして、必要に応じて、指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすることなどを意味している。

幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等は多様であり、その実態の的確な把握に基づいた指導が必要とされ、ときには、教師以外の外部の専門家の指導・助言を得ることが必要な場合がある。

例えば、内臓や筋の疾患がある幼児児童生徒の運動の内容や量、脱臼や変形がある幼児児童生徒の姿勢や動作、極端に情緒が不安定になる幼児児童生徒への接し方などについては、専門の医師からの指導・助言を得ることが不可欠である。

また、③姿勢や歩行、日常生活や作業上の動作、摂食動作やコミュニケーション等について、幼児児童生徒の心身の機能を評価し、その結果に基づいて指導を進めていくためには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等からの指導・助言を得ることが大切である。さらに、④情緒や行動面の課題への対応が必要な場合には、心理学の専門家、学習上の困難さへの対応が必要な場合には、教育学の専門家等からの指導・助言が有益である。

学校において、幼児児童生徒の実態の把握や指導の展開に当たって、以上のような専門的な知識や技能が必要である場合には、幼児児童生徒が利用する医療機関の理学療法士等やその他の外部の専門家と積極的に連携して、幼児児童生徒にとって最も適切な指導を行うことが必要である。その際、留意すべきことは、⑤自立活動の指導は教師と専門家が協力し、責任をもって計画し実施するものであり、教師もしくは専門家のみの指導としてしまうことのないようにすることである。（略）

【7】いじめの防止は、すべての校種において最重要課題の1つである。次の文は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日 文部科学大臣決定）のいじめの防止等に関する基本的な考え方について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる適切な語句の組み合わせを①～④から選び、番号で答えよ。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の（ 1 ）に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、（ 2 ）を装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的な（ 3 ）や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

- | | | | |
|---|-----------|-------------|------------|
| ① | （1）友だち関係 | （2）グループ活動 | （3）アンケート調査 |
| ② | （1）ささいな変化 | （2）遊びやふざけあい | （3）アンケート調査 |
| ③ | （1）ささいな変化 | （2）グループ活動 | （3）家庭訪問 |
| ④ | （1）友だち関係 | （2）遊びやふざけあい | （3）家庭訪問 |

7

【8】次の文は、「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」（報告 平成21年9月11日 文部科学省）の子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題のなかにある乳幼児期における子どもの発達において、重視すべき課題について述べたものである。適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① 愛着の形成（人に対する基本的信頼感の獲得）
- ② 基本的な生活習慣の形成
- ③ 自己肯定感の育成
- ④ 道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実

8

【9】 次の文は、「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日 文部科学省）の別添1「学校における医療的ケアの実施に当たっての役割分担例」にある全ての教職員が担うべき役割を述べたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ② 医療的ケアに必要な衛生環境理解
- ③ 医療的ケア児のアセスメント
- ④ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策
- ⑤ 自立活動の指導等

9

【10】 小学校や中学校において、通級による指導により特別な教育課程を必要とする児童生徒数は増加傾向にある。「学校教育法施行規則 第140条」において、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものとして示している次の障害種のうち、適切でないものを①～⑨から選び、番号で答えよ。

- ① 言語障害者
- ② 自閉症者
- ③ 情緒障害者
- ④ 弱視者
- ⑤ 難聴者
- ⑥ 学習障害者
- ⑦ 病弱者
- ⑧ 注意欠陥多動性障害者
- ⑨ その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

10

【11】 次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号 内閣府）の「第 1 章 総則（目的）」について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる適切な語句の組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、（ 1 ）を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び（ 2 ）における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に（ 3 ）を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

- | | | | |
|---|------------|--------|----------|
| ① | （1）自立と社会参加 | （2）事業者 | （3）権利利益 |
| ② | （1）基本的人権 | （2）個人 | （3）人格と個性 |
| ③ | （1）自立と社会参加 | （2）個人 | （3）権利利益 |
| ④ | （1）基本的人権 | （2）事業者 | （3）人格と個性 |

【12】特別支援教育において、早期からの教育相談・支援は重要な課題である。

次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日 文部科学省）の早期からの教育相談・支援について述べたものである。下線部のうち適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

早期からの教育相談には、子どもの障害の受容に関わる保護者への支援、①保護者が障害のある子どもとの関わり方を学ぶことにより良好な親子関係を形成するための支援、乳幼児の発達を促すような関わり方についての支援、障害による②困難の改善に関する保護者の理解への支援、特別支援教育に関する情報提供等の意義があり、教育委員会においても、障害のある子どもを育てている保護者に対する支援に積極的に取り組む必要がある。また、早期からの教育相談を行うに当たっては、多くの保護者は、③我が子の障害に気づき、就学や学校生活について、早く情報を収集して具体的なイメージを持ちたいと考える時期であることから、④そのような保護者の気持ちを十分にくみ取り、保護者にとって身近な利用しやすい場所で、安心して相談を受けられるよう工夫するなど、保護者の気持ちを大切にした教育相談を行うことが重要である。

12

【13】次の文は、「発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際的研究」（平成24年3月 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）の発達障害の特性と学習上の困難さについて述べたものである。

下線部のうち適切でないものを①～③から選び、番号で答えよ。

ADHDの特性のある子どもは、①自分の気持ちや行動をコントロールできずに、無意識にとった行動が、結果として問題となる行動につながるてしまう。学習面においても、注目や注意の集中、持続が難しく、重要な情報を見落としてしまい、不注意な誤りや早合点によるミスがとても多くなる。落ち着いて考えればできることでも、うっかりミスをしてしまうために、②本人なりに一生懸命取り組んでいることが、なかなか学習の成果や成績に反映されない。集団行動から逸脱しがちな行動特性は、周囲からの注意や叱責を引き出しやすい。他者からの厳しい評価は、自己評価の低下や自己否定感を抱きやすくしてしまう。③注意や叱責を個に応じて必要な場面で使いながら、気持ちを受け止めることも大切にして、自己制御する力も育てていく。一つ一つ取り組むべきことを具体的に指示し、取り組めたことはその都度こまめに認めていくことで定着を図ることが大切である。

13

【14】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）の教育課程の基準の改善を図るために特別支援教育において対応すべき項目について述べたものである。適切でないものを①～④から選び、番号で答えよ。

- ① インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ② 子供の障害の重度・重複化，多様化
- ③ 社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方
- ④ 幼稚園・小学校，中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化

14

【15】次の文は、「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成31年3月20日 文部科学省）の学校における医療的ケアに関する基本的な考え方にある学校と保護者との連携協力について、あらかじめ十分に話し合っておくこととしている項目である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 学校が医療的ケア児の健康状態を十分把握できるよう、あらかじめ障害の状態や病状について説明を受けておくこと。
- ② 看護師等の役割は、医療的ケア児の健康が安定した状態で医療的ケアを実施することであるため、健康状態がすぐれない不安定な状態での登校は保護者と相談のうえ、極力少ない回数にすること。
- ③ 登校後、健康状態に異常が認められた場合、速やかに保護者と連絡を取り、その状態に応じ必要な対応を求めることなどについて、あらかじめ学校と協議すること。
- ④ 健康状態がすぐれずに欠席していた医療的ケア児が回復し、再び登校する際には、連絡帳等により、十分に連絡を取り合うこと。
- ⑤ 緊急時の連絡手段を確保すること。

15